平成２１年（フ）第４７５１号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―504号、住民票上の住所高知県吾川郡いの町槇1002番地
債務者　廣瀬　まや
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５８号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―106号
債務者　西川　政子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６号
兵庫県小野市池田町444番地の85
債務者　勝浦設備こと　勝浦　慶三
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第６７号
兵庫県小野市池田町444番地の85
債務者　勝浦　敏代（旧姓京円）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８１号
兵庫県西脇市野村町1796番地の546
債務者　小西　厚夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１８９号
香川県高松市松島町３丁目16番39号
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１号
鹿児島県枕崎市下松町88番地
債務者　下山　政文
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４２号
鹿児島県枕崎市国見町753番地
債務者　上村　文寛
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１０８号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目21番19号　サニーハイツ201
債務者　後藤　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
宮城県名取市閖上６丁目10番２号
債務者　伊藤　　渡
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
仙台市泉区南光台２丁目18―19　大場アパート201号、住民票上の住所仙台市泉区南光台南２丁目17番21号　千秋荘12
債務者　立花　敏美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８２９号
宮城県岩沼市松ヶ丘１丁目11番地の27―101
債務者　福原　朋子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１号
福島市宮代字前田29―１　ラ・ファミーユⅠ105、住民票上の住所福島市渡利字砂沢38番地　県営花見山団地７―７
債務者　八島　秀太
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第５３８号
山梨県甲州市塩山一ノ瀬高橋161番地
債務者　野崎　昭克
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
山梨県中央市東花輪200番地　市営山王団地６Ａ―７
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
山梨県甲府市大里町1415番地２―50
債務者　岩崎千代子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
山梨県南巨摩郡増穂町長澤90番地３　メゾン903―202号
債務者　若宮まゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係